

<p>予定建築物等が建築された後の相続</p>	<p>法 3 4 条 1 4 号 法 4 2 条 1 項 法 4 3 条 1 項</p>
-------------------------	--

- ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 9 (P84・P85)
 第 5 章 (P127～P131)
 第 6 章 (P132～P137)

1 予定建築物等が建築された後の相続について

提案基準 1 9 「属人性に係る用途変更」の要件 1 の「属人性を有する従前適格建築物等」に掲げるもののうち、(2)～(4)に該当する建築物等について、開発(建築)許可を受けた者の相続人が建替等を行う場合は、属人性に係る用途変更には該当しないこととする(建替等にあたって建築主が相続人に関し、許可は不要)。